

ゆい訪問看護ステーション運営規程

医療保険

ゆい訪問看護ステーション運営規程（医療保険）

（目的）

第1条株式会社かなえコーポレーションは、老人保健法（昭和57年法律第8号。以下「法」という。）に基づく老人訪問看護事業及び医療保険各法に基づく訪問看護事業を行うため、主治医の指示に基づき、療養者の家庭における療養生活を支援し、必要な看護及び指導を行うことを目的として訪問看護ステーションを設置する。

（名称等）

第2条 訪問看護ステーションの名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ゆい訪問看護ステーション
- (2) 所在地 高槻市南平台5丁目22番2号

（運営方針）

第3条 ゆい訪問看護ステーション（以下、「ステーション」という。）は、第1条の目的を達成するため、地域との結びつきを重視し、他の保健、医療又は福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名（保健師又は看護師）
- (2) 訪問看護師 常勤換算2.5名以上（保健師、看護師）
- (3) 理学療法士、作業療法士、言語療法士 必要に応じて雇用し配置する
- (4) その他の職員 事務職員1名以上

2 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、ステーションの運営に関わる事務を統括する。
- (2) 訪問看護師は、訪問看護を実施し、その結果の記録及び報告を行う。
- (3) 訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当する。
- (4) 必要な事務を行う。

（利用者）

第5条 ステーションの利用者は、法に規定する老人医療受給対象者又は医療保険各法に規定する者であって、主治医が、訪問看護が必要であると認めた者。

（営業日及び営業時間）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

- (1) 営業日 月曜から金曜までとする。
ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から17時までとする。

(訪問看護の提供方法及び内容)

第7条 ステーションが行う訪問看護は、利用申込者の主治医が発行する老人訪問看護・訪問看護指示書(別紙様式1号)に基づき看護師等が家庭を訪問して行う看護及びリハビリテーション等により実施し、1回の訪問時間は、30分から1時間30分以内(以下、「基本サービス時間」という。)とする。

2 ステーションが行う訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、食事および排泄等の療養生活の支援
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) ターミナル期の看護
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導・相談
- (8) カテーテル等の処置
- (9) その他医師の指示による医療処置および検査時の介助
- (10) 日常生活用具の選択。使用方法の訓練
- (11) 住宅改修の相談・指導

3 内容の説明および同意

訪問看護の提供に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、その利用手続き、提供方法及び内容等について説明を行い、理解を得るものとする。

4 提供拒否の禁止

原則として利用申し込み者に対しては応じなければならない。

5 提供困難時の対応

利用申込者の病状が重篤なためにステーションでの対応が困難な場合、利用申込者の居住地とステーションの所在地との間が遠距離である場合、ステーションの職員の現員からは利用者に応じきれない場合等は、速やかにかかりつけ医への連絡を行い、他のステーションなどを紹介するなどの必要な措置を講ずる。

6 受給資格の確認

ステーション利用の開始にあたって、被保険証・介護保険証などを確認する。

7 心身状況などの確認

適切な訪問看護などが提供されるようにするために、利用者の病歴・症状・介護状況・家屋の構造などの家庭環境およびその他の保険医療福祉サービスの利用状況などの把握に努め、訪問看護記録書に記入し、保存しておかなければならない。

8 保健医療サービス提供者との連携

- ① 高槻市・茨木市の保健・福祉担当部門や保健所および民間の在宅ケアサービスの提供主体等との十分な連携を図る。
- ② 指定訪問看護の提供終了時に際しては、利用者又はその家族などに対する適切な指導を行うとともに、終了後においても必要なサービスが継続できるよう①との連携を図る。

9 身分を証する書類の携行

初回訪問時及び利用者から身分を明らかにするものを求められた時は、身分証または名札を掲示しなければならない。

(訪問看護計画書の作成等)

第8条 看護師等は利用者ごとの訪問事業計画書(様式第2号)及び訪問看護報告書(様式第3号)を作成しなければならない。

2 ステーションの管理者は訪問看護計画書及び訪問看護報告書に関し、必要な管理をしなければならない。

3 ステーションは主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護中に利用者の病状に急変その他の事態が生じたときは、直ちに主治医に報告し、その指示に従い必要な処置を講じなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合には救急搬送等の必要な処置を講じなければならない。

2 看護師等は、前項の処置を講じた場合は、主治医及び管理者に速やかに報告しなければならない。

(利用料)

第10条 基本利用料として利用者から支払いを受ける額は、法で定める額及び保険各法で定める額とする。

2 利用料については、サービスを提供する前に、利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明を行い、理解を得るものとする。

3 利用者から利用料の支払いを受けた場合には、費用の細目を記載した領収書(様式第4号)を交付しなければならない。

4 その他の利用料については次の通りとする。

ア. サービス提供事業に要する営業時間外料金については、次の額を徴収する。

[営業時間外料金] 医療保険における時間延長・介護保険における時間延長

6:00～9:00 までの時間帯は 30 分毎に	2, 000 円
9:00～17:00 までの時間帯は 30 分毎に	1, 000 円
17:00～22:00 までの時間帯は 30 分毎に	2, 000 円
22:00～6:00 までの時間帯は 30 分毎に	3, 000 円
休日及び祝日加算料金 (1 回につき)	3, 000 円

[保険適用外利用料金] 自費・死亡時等保険外サービスの利用料金

6:00～9:00 までの時間帯は 30 分毎に	4, 000 円
9:00～17:00 までの時間帯は 30 分毎に	3, 000 円

17：00～22：00 までの時間帯は 30 分毎に	4, 0 0 0 円
22：00～6：00 までの時間帯は 30 分毎に	5, 0 0 0 円
休日及び祝日加算料金 (1 回につき)	3, 0 0 0 円

(通常の事業実施地域)

第 1 1 条 通常の事業実施地域は、高槻市はJR以北で萩谷・原地区より北は要相談とする。茨木市は安威・三島・山手台・太田地区とする。(詳細な町名は別紙参照)

(個人情報の保護)

第 1 2 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(その他の運営に関する留意事項)

第 1 3 条 事業者は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後3か月以内

(2)継続研修 年1回以上

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者その家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用計画の内容とする。

4 事業所の従業員に、その同居の家族である利用者に対する訪問看護の提供をさせないものとする。

5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社かなえコーポレーションと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。

平成 25 年 8 月 1 日 (利用料) [交通費] [営業時間外料金]について一部改正

平成 29 年 5 月 1 日 (利用料) 「交通費」について削除